

別記第61号（第65条第1項関係）

約8cm

	立件	調査	地図調査	記入
約4cm	地図記入	図面整理	校合	通知

別記第62号（第104条第1項関係）

登 記 更 正 許 可 申 出 書	
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">           日 記 第            号            令 和    年        月    日         </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">           法務局長 殿         </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">           法務局            出張所         </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span style="margin-left: 100px;">登記官</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">職印</div> </div>	
<input type="checkbox"/> 登記上の利害関係を有する第三者はない。 <input type="checkbox"/> 登記上の利害関係を有する第三者があるが、その承諾がある。	
添付書類 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 申請書の謄本（必要な添付書類を含む。） <input type="checkbox"/> 承諾書(注)	
不動産所在事項	更正を要する事項

(注) 承諾書の添付を要する場合において、承諾書に本人を確認する書面（印鑑証明書又は運転免許証（写し）等）の添付がないときは、登記官が承諾をすべき者が作成したものであることを確認した内容を記載する。

別記第63号（第104条第3項関係）

登記更正許可（不許可）書	
<p style="text-align: right;">日記第 号 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">法務局 出張所 登記官 殿</p> <p style="text-align: right;">法務局長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">職印</span></p> <p>下記申出に係る職権による登記の更正を許可する（許可しない）。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>申出書の表示</p> <p>日記第 号 令和 年 月 日 法務局 出張所 登記官</p>	
不動産所在事項	更正を要する事項

別記第64号（第107条第1項関係）

約5cm

約11cm

余 白

職 権 抹 消 調 書	
日記第 年 月 号 令和 年 月 日	
法務局 出張所	
登記官 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">職印</span>	
不動産所在事項	
根拠条文	
<input type="checkbox"/> 不動産登記法第25条第1号 <input type="checkbox"/> 不動産登記法第25条第2号 <input type="checkbox"/> 不動産登記法第25条第3号 <input type="checkbox"/> 不動産登記法第25条第13号（不動産登記令第20条第 号）	
抹消する登記	
登記の目的	
受付年月日 受付番号	
登記原因及 びその日付	
申請人の 氏名住所	
抹消する理由	

別記第65号（第107条第2項関係）

通知第 号  
令和 年 月 日

殿

法務局 出張所  
登記官

職印

通 知 書

下記の登記は、不動産登記法第25条第1号（第2号、第3号又は第13号（不動産登記令第20条第 号））に該当するので、令和何年何月何日までに異議の申立てがないときは、これを抹消します（同法第71条第1項）。

記

不動産所在事項		
抹消する登記	登記の目的	
	受付年月日 受付番号	
	登記原因及びその日付	
	申請人の 氏名住所	
抹消する理由	(理由を具体的に)	

決 定

住所

異議申立人

下記不動産の令和何年何月何日受付第何号の何登記の抹消について、令和何年何月何日付で異議の申立てがありました。その異議は、何何（理由を具体的に記載すること。）により理由がないので、これを却下する。

なお、この処分不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長（又は地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（不動産登記法第156条）。

おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

令和 年 月 日

法務局 出張所

登記官

職印

記

別記第67号（第109条第1項関係）  
日記第 号

決 定

住所

異議申立人

下記不動産の令和何年何月何日受付第何号の何登記の抹消について、令和何年何月何日付けで異議の申立てがありました。その異議は理由があると認められるので、前記登記は抹消しません。

令和 年 月 日

法務局 出張所  
登記官

職印

記

別記第68号(第111条第1項關係)

約5cm

約1cm

何法務局何出張所



別記第69号（第113条関係）

約1.5cm	共同担保 目録	約6cm  ( ) 第 号
--------	------------	---------------------

